

## 汚染防止・対応小委員会 第9回会合（PPR 9） 主な審議結果

### 1. 船舶からの海洋プラスチックごみへの対処

#### 【経緯】

近年の海洋プラスチックごみに対する国際的な環境問題としての関心の高まりを受け、IMO では 2018 年に海洋プラスチックごみ対策の実効性を強化するための「アクションプラン」を決定し、PPR においてその具体的な取り組みが審議されています。

#### 【審議結果】

##### (1) プラスチックペレット輸送における環境リスク低減

2021 年 5 月にスリランカ沖で発生したコンテナ船の事故により、プラスチックペレットの流出による海洋汚染が発生したことを受け、今次会合では、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）附属書 III の改正により、プラスチックペレットを同条約に規定する有害物質として取り扱うこと等が提案されましたが、より詳細な審議が必要であるとの意見を受け、通信部会\*を設置して、次回会合である PPR 10（2023 年に開催予定）に向けて引き続き検討を行うことが合意されました。

※通信部会：国際規則やガイドラインの改正等を審議するためのオンラインベースの検討グループ

##### (2) 廃棄物記録簿の備え付け義務の範囲拡大

廃棄物記録簿の備え付け義務範囲について、現行の総トン数 400 トン以上から 100 トン以上の国際航海に従事する全ての船舶に拡大することが海洋環境保護委員会第 77 回会合（MEPC 77、2021 年 11 月）で合意されたことを受け、今次会合では、発効日を 2024 年 5 月とした MARPOL 条約附属書 V 改正案を作成し、承認のため MEPC にこれを提出することが合意されました。

##### (3) 漁具の流失及び排出の報告

今次会合では、海洋プラスチックごみとなり得る漁具の流出及び排出時の報告促進のため、MARPOL 条約附属書 V の報告要件の規定及び関連ガイドラインの改正に関して審議が行われましたが、更なる検討が必要として、通信部会を設置して、次回会合である PPR 10 に向けて引き続き検討を行うことが合意されました。

##### (4) 漁具へのマーキング

今次会合では、漁具の海洋投棄の抑制等を目的として、漁具に所有者を示すマーキングを行うことを奨励するため、国連食糧農業機関（FAO）が策定した漁具マーキング自主的ガイ

ドラインの実施を促す回章を次回会合である PPR 10 で作成することが合意されました。

## 2. 船舶付着生物の越境移動抑止のためのガイドラインの改正

### 【経緯】

船体に付着した生物の越境移動による生物多様性への悪影響を防止するため、2011 年に、適切な防汚塗料やメンテナンス等の対策を盛り込んだ「船体付着生物管理ガイドライン」が採択されました。PPR 8（2021 年 3 月）の後、通信部会が開催され、同ガイドラインの改正案が作成されました。

### 【審議結果】

今次会合では、通信部会（コーディネーター：ノルウェー）を再設置すること、船体付着生物管理ガイドラインの具体的内容を更に検討し、PPR 10（2023 年に開催予定）に報告することが合意されました。面積ベースで 1%以上の侵略的な付着生物が見つかった場合にはドライドックで除去するべきという提案に対しては、我が国をはじめとする多くの国が懸念を表明し、今後の検討において考慮することが合意されました。

## 3. 船上汚水処理装置の性能を確保するための条約及びガイドラインの改正

### 【経緯】

船舶に搭載される汚水処理装置から排出される処理水の水質が悪いという報告を受けて、2017 年から、汚水処理装置に対する規制強化が検討されています。PPR 8（2021 年 3 月）の後に通信部会が開催され、汚水処理装置の性能要件を強化するための海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）附属書Ⅳ及び関連ガイドラインの改正案がとりまとめられました。改正案には、汚水処理装置に対する新たな水質基準の設定や、従来の陸上試験に加えて、船舶に搭載された後に水質基準への適合を確認するための試験を義務化する規則が含まれています。

### 【審議結果】

今次会合では、通信部会（コーディネーター：ノルウェー）を再設置し、MARPOL 条約附属書Ⅳ及び関連ガイドラインの改正案をさらに検討し、PPR 10（2023 年に開催予定）に報告することが合意されました。我が国は、既存船に搭載された汚水処理装置の運用やメンテナンスを改善するためのガイドライン案を提案し、今後の検討において考慮することが合意されました。

## 4. 国際海運のブラックカーボン排出による北極域への影響の低減

### 【経緯】

船舶から排出されるブラックカーボン（BC）が北極圏に及ぼす影響を低減するため、BC の排出削減対策に関する非強制ガイドラインの策定等について検討を行うことが、MEPC77（2021 年 11 月）で承認されました。

## 【結果】

今次会合では、デンマーク等が BC 排出による北極圏への影響を低減するための対策に関する非強制ガイドラインの案を提案しており、審議の結果、新たに通信部会を設置し、非強制ガイドラインの策定や BC の計測方法等についてさらに検討を進め、PPR 10（2023 年に開催予定）に報告することが合意されました。

## 5. 船用ディーゼルエンジンにおける複数運転モードの使用に関する MARPOL 条約附属書 VI 及び NOx テクニカルコードの改正

### 【経緯】

電子制御エンジンでは、燃料の噴射タイミング等を制御ソフトウェアの変更により調整することで、複数の運転モード（Multiple Engine Operational Profile）を有することが可能となります。このような複数の運転モードの使用を、現行の NOx 放出規制枠組みにおいてどのように取り扱うべきかを明確化するための議論が、前々回会合（PPR7）より開始される予定であり、我が国からも複数の運転モードを持つ場合の NOx 放出量確認に係る試験方法（ワーストケース法）を提案してまいりました。しかしながら、審議が延期され、今次会合がはじめての審議となりました。

### 【審議結果】

今次会合では、審議時間の関係から、試験方法の具体的な内容等については議論されませんでした。新たに通信部会を設置し、我が国が提案するワーストケース法も含め、複数の運転モードを持つエンジンに対する NOx 放出量確認に係る試験方法等をさらに検討し、PPR 10（2023 年に開催予定）に報告することが合意されました。

## 6. バイオ燃料の使用に関する統一解釈

### 【経緯】

MARPOL 条約附属書 VI の第 18.3.2.2 規則では、石油を精製すること以外によって得られる燃料を使用する場合には、第 13 規則に定める NOx の放出基準を超えることがあってはならないと規定されております。

### 【審議結果】

今次会合では、IACS がバイオ燃料を使用する場合や、バイオ燃料を化石燃料と混ぜて使用する場合に MARPOL 条約附属書 VI 第 18.3.1 規則及び第 18.3.2.2 規則をどのように適用するのかを明確化する提案を行い、統一解釈案が合意されました。統一解釈の運用は、以下ようになります。

- 承認済の原動機取扱手引書における NOx 重要構成部品、設定値又は運転値に変更がない場合、バイオ燃料の混合比率に関係なく、第 18.3.2.2 規則に定める「当該燃料を使用することにより NOx 規制値を超えないこと」とする要件は課されない。
- 承認済の原動機取扱手引書における NOx 重要構成部品、設定値又は運転値に変更があ

る場合であって、バイオ燃料が30%以上（体積比）の混合燃料を利用する場合には、上記の第18.3.2.2規則の要件は課されるが、NOxテクニカルコードの6.3に従った簡易計測法等による確認でよい。

今後、MEPC78で承認されれば、正式に統一解釈として制定されることとなります。

## 7. 船舶防汚方法規制条約（AFS条約）関係

### 【経緯】

船舶の船体外板には、海中生物の付着等を防止するための防汚塗料が使用されています。防汚塗料の使用による海洋環境への悪影響を防止するため、2001年にIMOにおいて採択されたAFS条約により、有機スズ化合物を含有する防汚塗料の使用が禁止されています。

MEPC76（2021年6月）において、船舶における使用を禁止する対象物質として、有機スズ化合物に加えてシブトリンを追加する改正が採択されました。同改正は2023年1月1日から施行され、同日以降、シブトリンを含有する防汚塗料を船舶に塗布することが禁止されます。

### 【審議結果】

今次会合では、AFS条約の規制対象物質にシブトリンが追加されたことに伴い、規制対象物質のサンプリング及び分析の方法等を定めたガイドラインの改正案が作成され、承認のためMEPCにこれを提出することが合意されました。

## 8. バラスト水の基準適合監視装置の検証プロトコルの作成

### 【経緯】

バラスト水※に含まれる生物の越境移動による生物多様性への悪影響の防止を目的としたバラスト水管理条約が2017年に発効しました。同条約では、船舶から排出されるバラスト水について、単位体積あたりの生物含有数が基準として定められています。この基準への適合性を確認するため、バラスト水のサンプルを採取し分析する装置（バラスト水適合監視装置）の性能に関する統一要件が存在しないことを受けて、PPR8（2021年3月）の後に通信部会が開催され、同装置の性能を検証する試験手順（プロトコル）の案がとりまとめられました。

※バラスト水：船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

### 【審議結果】

今次会合では、通信部会を再設置してバラスト水適合監視装置の検証プロトコル案に関する残りの論点の検討を継続し、PPR10（2023年に開催予定）に報告することが合意されました。

以上